児童福祉施設

変更届添付書類一覧表

○：必須　　△：場合により添付要

	変更届が必要となる変更事項 ＼ 届出書類	様式第４号 児童福祉施設変更届出書	様式第８号 利用定員特増加申請・保育施設	様式第９号 認可内容特変更届出・保育施設	様式第１０号 利用定員特減少届出・保育施設	従業者の勤務体制及び形態一覧表	位置図	事業所平面図	設備・備品等一覧表	配置図	経歴書	運営規程	施設に関する調書	誓約書（※特定施設に係るもの）教育・保育	定款または寄付行為等	法人登記事項証明書	賃貸借契約書の写し・土地建物の登記事項証明書	外部搬入に関する調書	外部搬入に関する契約書	理事会の議事録（原本証明要）	備考
認可・認定にかかる変更届出事項（児童福祉法施行規則第３７条第５項及び第６項、大津市児童福祉施設等の認可の手続等に関する規則）																					
1	名称、種類及び位置（住所）	○					△													○	※変更のあった日から１月以内 ※移転の場合は要事前協議のこと
2	設置者の名称及び所在地	○																		○	※変更のあった日から１月以内
3	施設の変更 (建物その他設備の規模及び構造並びにその図面)	○						○	○	○			○				△				※変更日より先に、あらかじめ提出 ※増築の場合は、必要に応じて消防用設備等検査済証、建築基準法による検査書の写しを提出すること ※新・旧図面 ※取得・工事を伴う場合は変更後の写真
4	運営方法（事業の運営についての重要事項に関する規程）																				
	ア：定員変更	○				○		○	○	△			○							○	※変更日より先に、あらかじめ提出
	イ：運営規程	○										○									※変更日より先に、あらかじめ提出 ※新旧運営規程及び新旧対照表を添付
5	経営責任者（理事長）・施設長（園長）	○									○									○	※変更日より先に、あらかじめ提出
6	給食の提供方法 （外部搬入⇔自園調理）	○						○										○	○		※変更日より先に、あらかじめ提出 ※図面については、調理室図面
特定教育・保育施設確認内容変更届出事項（子ども子育て支援法第３５条第１項、同法施行規則第33条、大津子ども子育て支援法施行細則）																					
1	施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所			○			△														※変更のあった日から１０日以内
2	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名			○										○ （代表者）		○					※変更のあった日から１０日以内
3	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等			○											○	○					※変更のあった日から１０日以内 ※ＨＰ等で閲覧できる場合は届不要（登記事項を除く）
4	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要			○				○	○	△											※変更のあった日から１０日以内 ※各部屋の面積が分かるもの ※新・旧図面
5	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所			○							○										※変更のあった日から１０日以内
6	運営規程			○								○									※変更のあった日から１０日以内 ※新旧運営規程及び新旧対照表を添付
7	役員の氏名、生年月日及び住所			○										○ （役員）							※変更のあった日から１０日以内
確認内容変更届出事項（子ども・子育て支援法第３５条第２項、第３２条第１項及び同法施行規則第31条、大津子ども子育て支援法施行細則）																					
1	利用定員の減少				○	○		○	○	△			○							○	※あらかじめ協議を行ったうえで、定員減少する日の３月前までに提出
2	利用定員の増加		○			○		○	○	△			○							○	※あらかじめ協議

※　内容によって、複数の変更事項に重複して該当する場合があります。

例）位置変更→使用する建物等も変わるので＋建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更及び運営規程の所在地に変更が生じるので、運営規程の変更にも該当。

例）定員の増加→定員の変更及び運営規程の変更にも該当。